

# 秋田県工賃向上計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

秋 田 県

## 目 次

1	計画の概要	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 対象事業所	
	(3) 計画期間	
2	対象事業所の状況と工賃実績	2
	(1) 事業所数と平均工賃月額推移	
	(2) 県平均と全国平均との比較	
	(3) 平均工賃月額の分布状況	
3	これまでの取組と課題	4
	(1) 県の取組	
	(2) 工賃向上計画に係るアンケート調査の結果	
4	目標工賃	6
	(1) 目標工賃水準	
	(2) 目標工賃水準設定の考え方	
5	具体的方策	8
	(1) 事業所に求められる取組	
	(2) 県の取組	

## 1 計画の概要

### (1) 策定の趣旨

障害のある人もない人も地域で安心して、生きがいを持って生活する「共生社会」の実現に向けては、障害者が単に支援を受ける側でなく、地域経済・社会の担い手として商品やサービスを提供する役割を担っていくことが重要です。障害のある人の経済的・社会的自立に向けて、一般就労を希望する人はできる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難な人には、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、その工賃水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

県ではこれまでも「秋田県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）、「秋田県工賃向上計画」（平成24～26年度、平成27～29年度、平成30～令和2年度）を作成し、一般就労が困難な方の就労継続支援事業所等における工賃向上に取り組んできました。その結果、県内事業所の工賃水準は向上し、一定の成果は出ていますが、目標工賃には達していない状況です。

前計画期間が令和2年度までとなっていることから、令和3年度以降も引き続き工賃向上に積極的に取り組むため、新たな「秋田県工賃向上計画（第4期）」を作成します。

なお、令和3年3月、国において「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）」が一部改正され、令和3年度以降においても更なる工賃向上に向けた取組を推進することとされました。

### (2) 対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限ります。）、生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に積極的に取り組んでいる事業所については、この計画に基づく取組の対象事業所とします。

### (3) 計画期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を対象期間とします。

## 2 対象事業所の状況と工賃実績

### (1) 事業所数と平均工賃月額の推移

本県の就労継続支援B型事業所数は年々増加しており、令和元年度末時点で122事業所が活動しています。

工賃支払延人数、工賃支払総額及び平均工賃月額は増加傾向にあり、令和元年度の平均工賃月額は15,402円と、平成27年度の14,593円より809円増加しています。

#### 【就労継続支援B型事業所の推移】

年度	H27	H28	H29	H30	R01
事業所数 (箇所)	93	98	110	116	122
工賃支払 延人数 (人)	23,706	25,297	27,015	29,251	30,115
工賃支払 総額(円)	345,939,664	378,558,060	409,787,630	434,921,835	463,838,323
平均工賃 月額(円)	14,593	14,965	15,169	14,869	15,402
目標工賃 月額(円)	14,773	15,290	15,825	15,800	16,200

### (2) 県平均と全国平均との比較

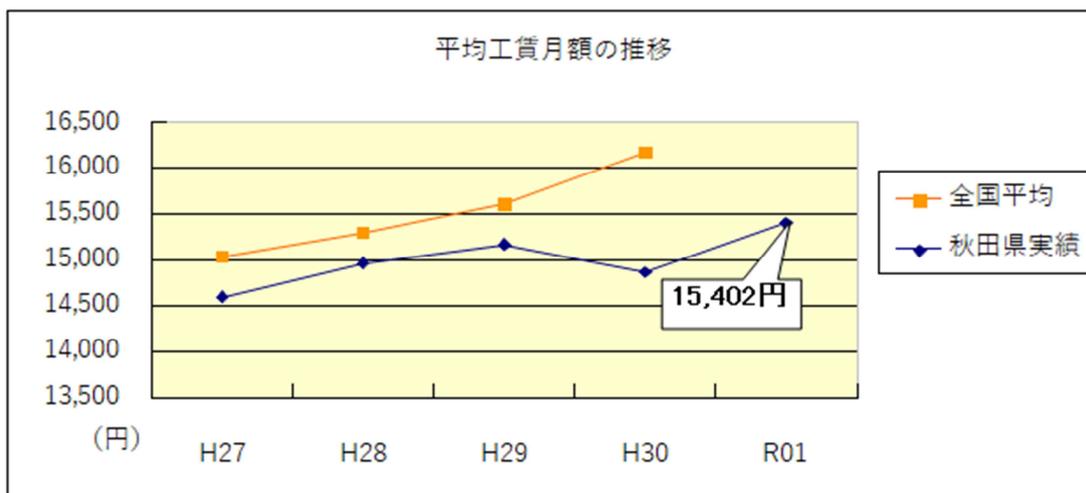
就労継続支援B型事業所の平均工賃について、本県と全国平均を比較すると、ともに増加傾向にありますが、その差が大きく縮まることはなく、全国平均を下回る状況が続いています。

都道府県別では、本県の全国順位は30位前後に位置しています。

#### 【平均工賃の比較（就労継続支援B型事業所）】

(月額・円)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
秋田県平均工賃月額	14,593	14,965	15,169	14,869	15,402
全国平均月額	15,033	15,295	15,603	16,168	
全国平均との差額	440	330	434	1,299	
全国順位	29	29	31	37	



### (3) 平均工賃月額の分布状況

就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の分布状況については、15,000円未満の事業所が6割を超えています。また、概ね平均工賃を超える15,000～25,000円未満の事業所が微増していることから、工賃の底上げとともに、工賃向上に取り組む事業所への継続的な支援が必要です。

平均工賃月額	H27		H28		H29		H30		R01	
	事業所数	割合								
～4,999	9	9.7%	9	9.2%	10	8.3%	7	6.0%	7	5.7%
5,000～9,999	22	23.6%	26	26.5%	30	27.5%	30	25.9%	32	26.2%
10,000～14,999	35	37.6%	35	35.7%	37	33.9%	46	39.7%	41	33.6%
15,000～19,999	14	15.1%	17	17.4%	21	19.3%	17	14.7%	25	20.5%
20,000～24,999	6	6.5%	4	4.1%	2	1.8%	8	6.9%	9	7.4%
25,000～29,999	3	3.2%	1	1.0%	3	2.8%	2	1.7%	0	0%
30,000～34,999	2	2.1%	3	3.0%	3	2.8%	2	1.7%	3	2.5%
35,000～39,999	0	0%	2	2.0%	2	1.8%	3	2.6%	3	2.5%
40,000～	2	2.1%	1	1.0%	2	1.8%	1	0.9%	2	1.6%
合計事業所数	93		98		110		116		122	

### 3 これまでの取組と課題

#### (1) 県の取組

県ではこれまで、「秋田県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）、「秋田県工賃向上計画」（平成24～26年度、平成27～29年度、平成30～令和2年度）に基づき、工賃向上に向けた取組を実施してきました。主な事業内容は次のとおりです。

#### ① 工賃向上アドバイザー派遣事業（平成21～29年度）

事業所に中小企業診断士をアドバイザーとして派遣し、企業経営的手法により、現状分析や課題の整理、その解決に向けた助言等を行い、販路拡大や商品開発、経営効率化を図りました。（延べ26事業所利用）

#### ② 障害者就労施設からの優先調達の推進（平成25年度～）

平成25年4月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や都道府県、市町村等は、障害者就労施設等からの優先調達に努めることとされています。

法施行後7年を経過しますが、秋田県の調達実績は伸び悩んでおり、調達件数、調達額ともに全国最下位となっています。調達額の大半をスノーポール（除雪期道路標識柱）が占めていることからスノーポール以外の調達品目を増やしていく必要があります。

#### 【障害者就労施設等からの物品調達実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R01
調達件数	18	15	18	24	24
調達額（円）	9,654,224	9,377,770	11,809,426	9,511,384	9,129,059

#### ③ 障害者の働きがい支援事業（令和元年～）

県内3箇所、業務のあっせんや仲介を行う共同受注窓口を設置し、障害者就労施設等の受注拡大に取り組むほか、工賃向上に向けたセミナーの開催等を行っています。窓口の活用方法が十分に周知できていないため、継続的なPRを行い、利用実績を増やしていく必要があります。

(2) 生産活動の状況と課題

工賃実績の調査に併せ、作業品目や工賃向上を進める上での課題等についてアンケート調査を実施しました。令和2年度の結果は次のとおりです。

(対象：122事業所。いずれも複数回答を可としています。)

ア 事業所の主な作業品目

1位	清掃、施設管理	49事業所
2位	箱折り、包装、梱包作業	44事業所
3位	野菜	40事業所
4位	雑貨・小物類	29事業所

イ 工賃向上を進める上で課題と感じている事項

1位	安定した作業量の確保	76事業所
2位	販路（受託事業）の開拓	55事業所
3位	作業（商品）単価の低さ	52事業所
4位	利用者の作業能力の限界	51事業所

ウ 希望する支援策

1位	共同受発注機能の整備	27事業所
2位	専門家の派遣	17事業所
3位	イベント販売の開催	16事業所
4位	研修会（経営・取組事例）の開催	16事業所

#### 4 目標工賃

##### (1) 目標工賃水準

年度毎の目標工賃を次のとおりとします。

##### 目標工賃（1人あたり月額）

令和3年度 15,600円

令和4年度 15,800円

令和5年度 16,100円

##### 目標工賃（1人あたり時間額）

令和3年度 202円

令和4年度 204円

令和5年度 206円

※対象サービス：就労継続支援B型事業所

##### (2) 目標工賃水準設定の考え方

- ① 目標工賃水準（月額）は、平成27年度から令和元年度までの平均伸び率1.6%を令和5年度まで毎年達成することを目標とし、上記の水準とします。

（百円未満四捨五入）

（令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、工賃増の可能性は低いことから、目標値としては令和元年度実績額を設定します。）

##### 【工賃月額実績と伸び率】

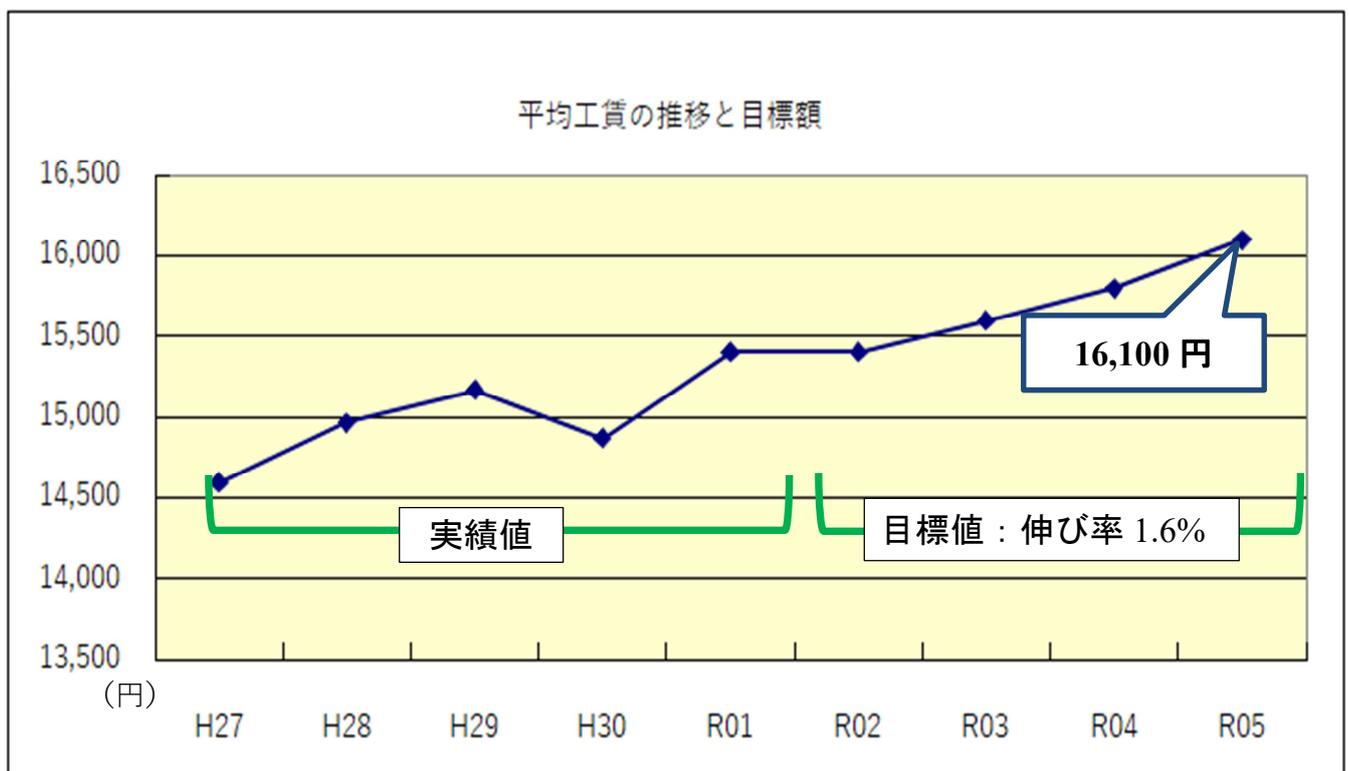
年度	H27	H28	H29	H30	R01
実績額（円）	14,593	14,965	15,169	14,869	15,402
伸び率	2.2%	2.5%	1.4%	-2.0%	3.6%

- ② 目標工賃水準（時間額）についても、月額と同様に、平成27年度から令和元年度までの伸び率1.2%を令和5年度まで毎年達成することとして設定します。

※目標工賃の管理は、原則として月額により行いますが、月に数日しか利用しない利用者の場合、月額での評価が難しくなるため、利用形態が特徴的な方についても工賃向上の成果を把握するため、時間額についても目標値を設定するものです。  
（1円未満四捨五入）

【工賃時間額実績と伸び率】

年度	H27	H28	H29	H30	R01
実績額（円）	187	197	196	193	200
伸び率	-1.2%	5.4%	-0.3%	-1.4%	3.6%



## 5 具体的方策

### (1) 事業所に求められる取組

各事業所ではこれまでも工賃向上に取り組んできており、一定の成果は上げているものの、障害のある人が自立した生活を送るためには、より一層の工賃向上を実現しなければなりません。そのため、事業所においては、次のようなことに取り組む必要があります。

#### ① 積極的な情報発信

地域のイベントや行事をはじめ、新聞・雑誌・インターネットなど、各種媒体を活用し、ターゲットとする商圈や消費者に対して積極的に情報発信を行う必要があります。

#### ② 工賃向上計画による事業の検証・改善

目標工賃を達成するには、管理者を中心として事業所を挙げた計画的な取組が重要です。事業所内において定期的に計画と実績を確認し、計画が未達の場合は、その要因を把握することで課題を明確化し、次の取組につなげるPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルにより取組を進めていく必要があります。

#### ③ 企業経営的な手法

販路(受託事業)の開拓、商品・サービスの見直し、生産性の向上、消費者のニーズ把握など、企業経営的な手法を取り入れていく必要があります。

### (2) 県の取組

県では、令和5年度までに次のような取組を推進することとし、事業所の活動を支援していきます。

#### ① 障害福祉サービス事業所の経営力の育成・強化に係る取組

事業所における意識改革、商品開発、市場開拓、障害者の職場環境の改善による作業効率の向上等を推進するための支援を行います。

##### 【想定する取組】

- ・セミナーや事業所相談会の開催による工賃向上に向けた意識醸成
- ・商談会の開催による受注機会の拡大

#### ② 官公需の拡大及び事業所のネットワーク形成推進等に係る取組

令和元年度から設置している共同受注窓口を活用し、新たな官公需や企業からの発注の拡大を支援するとともに、各地域毎に行政・民間・障害者就労施設等の

連携体制の構築を支援します。

【想定する取組】

- ・複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織である「共同受注窓口」の運営・PR
- ・優良事例や課題の共有を図るためのネットワーク会議の開催

③ 優先調達推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

【想定する取組】

- ・法の趣旨や、当該法律による調達の具体的な手続きについて庁内への周知
- ・調達実績が少ない市町村に対する調達事例の紹介

④ 農福連携の推進

障害者の働きがいや工賃向上、及び農業の担い手確保の新たな手法として注目される農福連携を推進します。

【想定される取組】

- ・セミナーの開催等による農福連携の意義、事例の周知
- ・作業場視察等による新規開拓やマッチング支援